

正義の話

日本の法律は、検察がみずから達成しようとする目標に合わせてできるだけ自由に解釈できるような、意図的に曖昧な表現が使われている。

検察は、どのようなケースを法廷に持ち込むべきかについても、かなり自由に判断することが許されている。

みずから裁判にかけたケースで、99.9パーセントの勝利をおさめる検察は、事実上、裁判官の役割を果たしているということになる。

しかし、また裁判官も体制に大きく依存している。最高裁事務総局に気に入られるような判決を下さなければ、地方に左遷されかねないことを、彼らは考えなければならぬ。

税務においても同様に現場の裁量権は絶大です。

日本の警察・検察・裁判所制度の近代性について、最大の問題として、税務・検察（警察）の巨大な裁量権をあげる。

その裁量権とは、

①犯罪が存在しても、犯罪が存在しなかったこととする裁量権と
②犯罪が存在しないのに、人為的に犯罪を捏造する裁量権

ている。

である。
この検察が日本のど真ん中に居座ることにより、マスコミと一体化し数々の政治的謀略が実行されるのです。税務も間接的に深く関与している。

金沢国税不服審判所の審判官でも平然と請求人に対して税務当局の行った裁定を裁判所が覆すことはまれ、「不服審判所で確認・裁定したこと、裁判所が認めないはずがない」（I氏）と「恫喝」した。

現在法務大臣に対し、民事提訴し審議中であります。

私は金沢地裁において証人

として義務、あつた真実を宣誓し証言しました。
現在、社会的に取り調べの可視化が問題になっています。金沢や松任署でも税務調査の現場に置いて、数々の担当者による「恫喝」が行われています。

情報開示請求

請求の説明をしています。

三月九日、金沢国税局担当の総（M氏）から、個々の資料は署にあつても適当な行政文書は無いと電話がある。後ろ向き回答でした。

三月十一日付の、開示請求に係る行政文書の不存在を理由にした不開示の書面が請求人に届く。



以前、人罪を知っている。共に人生を歩む仲間です。まずモチベーション（動機づけ）があるかどうか、タフかどうか。そして素直かどうかです。

経験があるかどうかなんてそれほど重要ではない。安定感があり経験豊富な人材より、経験が無くて未知

人財と人罪

なら採用する方も必死。

人を教育して一人前に育てると言うのは莫大なエネルギーが必要なのである。

果たして採用した人がものになるかどうかは、誰にも分からない。人生とは賭けである。即断即決が命。とある開業医者が言っていたことを思い出した。



(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2011年3月24日(木) NO 179

地域から明るい未来を作ろう